

療養病床の再編に係る円滑な転換支援について

【厚生労働省】

提案・要望の内容

小規模な病院や診療所（以下「診療所等」という。）が多く存在する本県の実状から、円滑な転換にはきめ細かな対策が必要であるため、以下の措置を講じること。

- 1 診療所等が介護老人保健施設等に転換する場合に、面積基準を緩和するとともに、小規模でも安定した経営ができるような報酬設定や柔軟な設置形態を認めること。
- 2 診療所等から円滑に転換できるモデルプランを早急に示すとともに、やむをえず診療所等が廃止等に至った場合には、行き場のない患者がでないよう適切な対策を講じること。
- 3 医療療養病床からの転換について、第3期介護保険事業支援計画の定員総数の合計数を超える場合についても、転換交付金の対象とすること。

【現状と課題】

○診療所等の転換は困難

現行制度では、利用定員を減じない限り新たな投資が必要であり、円滑な支援の妨げとなっている。

また、小規模な施設では経営の視点から転換は困難な状況であり、報酬の小規模加算や複数のサテライト型施設の運営形態を認めることなどが必要である。

○転換のモデルプランが必要

病床数の少ない診療所等では、人員確保や将来的な経営維持の面から転換が困難であるため、円滑な転換ができるようなモデルの提示が必要である。

○診療所の廃止等への対応が必要

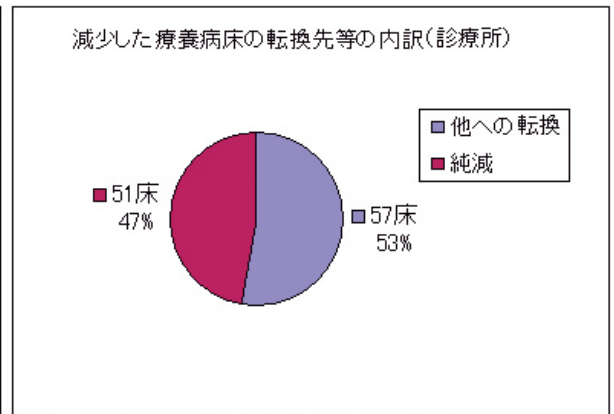
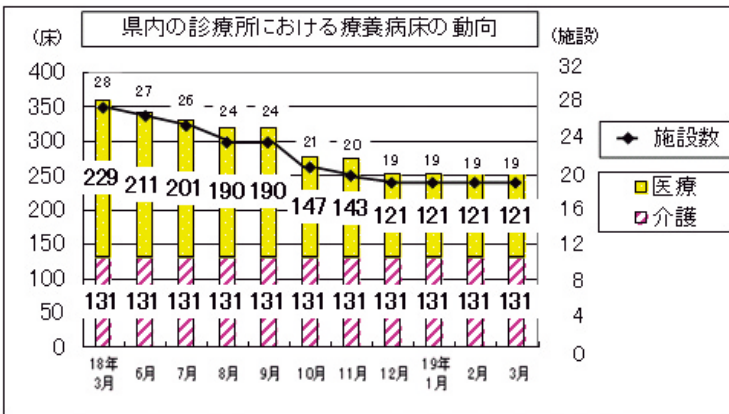
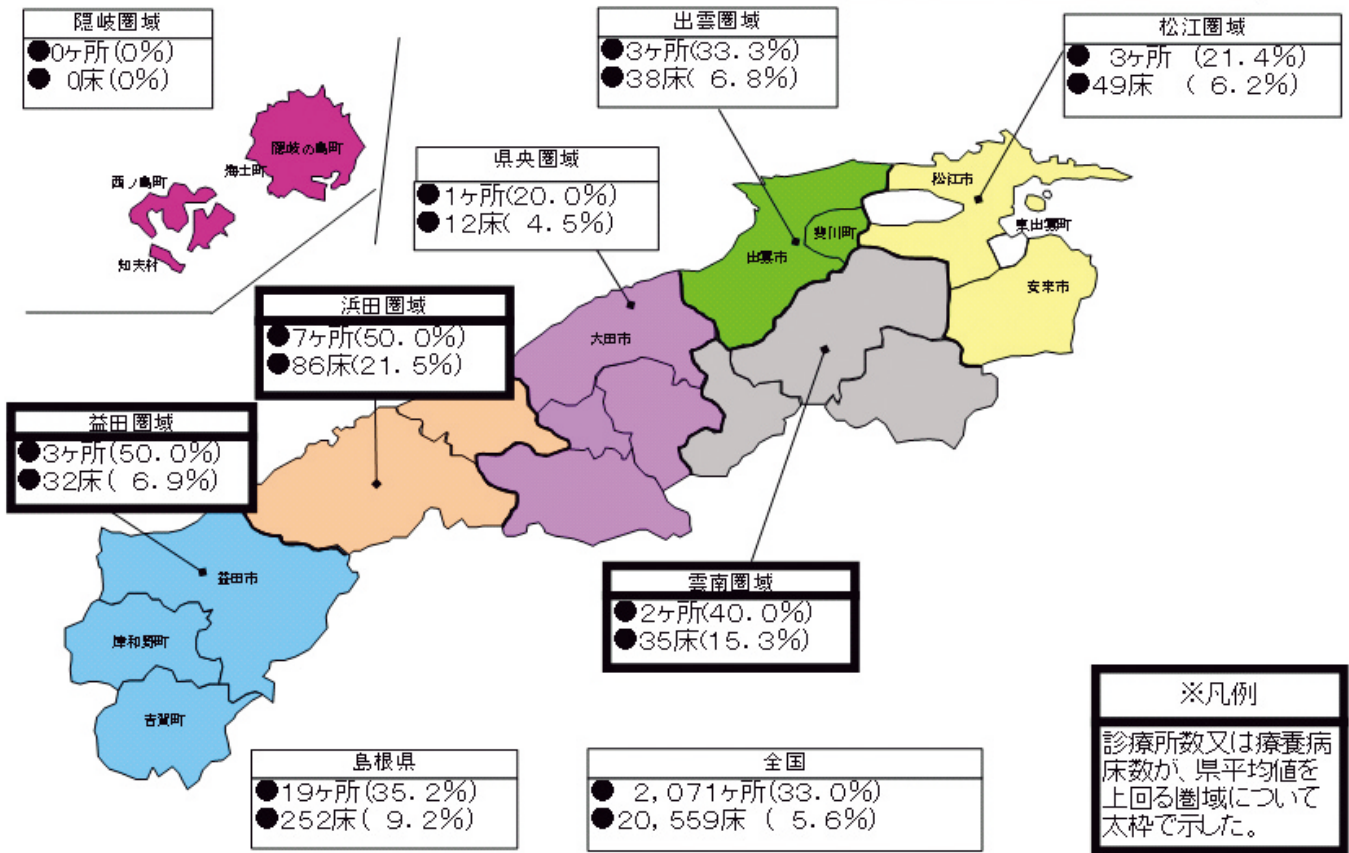
昨年7月の診療報酬の改定の影響により、廃止となる事例も発生しており、患者の行き先の確保が必要である。今後、やむをえず廃止等が発生した場合に、例えば介護保険施設における定員を超える利用を認めるなどの対策を図る必要がある。

○交付金の対象は計画の範囲内

医療療養病床の転換交付金は、第3期介護保険事業支援計画の参酌標準内とされているため、計画数を超える場合には補助対象外となり、転換が進まない問題がある。

圏域別療養病床診療所の状況(H19.3月末現在)

上段は診療所数(医療及び介護療養)
下段は診療所の病床数(医療及び介護療養)
カッコ内は医療機関全体に対する診療所の割合



【本県の取組状況・方針】

- 各圏域単位での担当者を配置し、医療機関の相談等に応じている。
- 転換等に伴う患者の受け入れ先確保のため、市町村別及び圏域別のセーフティーネットを構築する方針である。

【提案・要望の効果】

- 介護老人保健施設等での安定的な経営が期待でき、診療所等からの円滑な転換ができる。
- モデルプランを示すことで転換の促進につながる。また、患者や家族の不安の解消を図る。
- 医療療養病床からの介護保険施設への転換が促進される。